

9

目次

現行計画(令和6年2月修正)

目次

第十一章 他の水防機関等との協力応援

第二章 水防組織

団名	本分団 分団名	定員(追加)												計
		消防団				予備隊								
		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	団員	隊長	副隊長	分隊長	副分隊長	班長	隊員	
碧南市消防団	本部	1	1					1	※					4
	分団	第1分団		1	2 2	3 3	16 15							22 21
		第2分団		1	2 2	3 3	16 15							22 21
		第3分団		1	2 2	3 3	16 15							22 21
		第5分団		1	2 2	3 3	16 15							22 21
		第6分団		1	2 2	3 3	16 15							22 21
	分隊	第1分隊							1	1 1	2 2	15 13		19 17
		第2分隊							1	1 1	2 2	15 13		19 17
		第3分隊							1	1 1	2 2	15 13		19 17
		第5分隊							1	1 1	2 2	15 13		19 17
		第6分隊							1	1 1	2 2	15 13		19 17
	合計	1	1	5	10 10	15 15	80 75	1	1	5	5 5	10 10	75 65	209 194

※ 副隊長はいずれかの分隊長を兼務する。
※ 下段は令和6年4月以降の定員数

目次

改正後(令和7年2月修正)

目次

第十一章 他の水防機関等の協力応援

第二章 水防組織

団名	本分団 分団名	定員(令和6年4月時点)												計
		消防団				予備隊								
		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	団員	隊長	副隊長	分隊長	副分隊長	班長	隊員	
碧南市消防団	本部	1	1					1	※					4
	分団	第1分団		1	2 2	3 3	15 15							21 21
		第2分団		1	2 2	3 3	15 15							21 21
		第3分団		1	2 2	3 3	15 15							21 21
		第5分団		1	2 2	3 3	15 15							21 21
		第6分団		1	2 2	3 3	15 15							21 21
	分隊	第1分隊								1	1 1	2 2	13 13	17 17
		第2分隊								1	1 1	2 2	13 13	17 17
		第3分隊								1	1 1	2 2	13 13	17 17
		第5分隊								1	1 1	2 2	13 13	17 17
		第6分隊								1	1 1	2 2	13 13	17 17
	合計	1	1	5	10 10	15 15	75 75	1	1	5	5 5	10 10	65 65	194 194

※ 副隊長はいずれかの分隊長を兼務する。
(削除)

1. 県水防計画の修正を反映
(規定整備)

2. 碧南市各部局における活動の反映等
(表記及び数値の修正)

碧南市水防計画（案）新旧対照表

頁	現行計画(令和6年2月修正)	改正後(令和7年2月修正)	改正理由
19	第六章 水防に関する予報・警報	第六章 水防に関する予報・警報	
19	第一節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準 1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報（名古屋地方気象台発表） 水防に関する気象、高潮及び洪水の注意報・警報は「注意報」は大雨等の気象現象により災害が<u>起こる</u>おそれのあるとき、「警報」は重大な災害が<u>起こる</u>おそれのあるとき、「特別警報」は重大な災害が<u>起こる</u>おそれが著しく大きい場合に、名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や<u>低地</u>の浸水、中小河川の増水・氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所がキキクル（警報の危険度分布）」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。 （略） (1) （略） (2) 高潮注意報 台風や低気圧による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。各市町村の海岸における潮位予測を基に発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等<u>の避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当する。なお、夜間から翌日早朝までに高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル4に相当する。 (3) （略） (4) 大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は高齢者等<u>の避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当する。 (5) 高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。各市町村の海岸における潮	第一節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準 1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報（名古屋地方気象台発表） 水防に関する気象、高潮及び洪水の注意報・警報は「注意報」は大雨等の気象現象により災害が<u>発生する</u>おそれのあるとき、「警報」は重大な災害が<u>発生する</u>おそれのあるとき、「特別警報」は重大な災害が<u>発生する</u>おそれが著しく大きい場合に、名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や<u>低い土地</u>の浸水、中小河川の増水・氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所がキキクル（警報の危険度分布）」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。 （略） (1) （略） (2) 高潮注意報 台風や低気圧による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。各市町村の海岸における潮位予測を基に発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等<u>が避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当する。なお、夜間から翌日早朝までに高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル4に相当する。 (3) （略） (4) 大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は高齢者等<u>が避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当する。 (5) 高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。各市町村の海岸における潮	1. 県の水防計画の修正の反映 （規定整備（気象庁内規における用語法との整合））
20			

碧南市水防計画（案）新旧対照表

頁	現行計画(令和6年2月修正)	改正後(令和7年2月修正)	改正理由
	位予測を基に発表される。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。 (6) 洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。 (7) 大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。 (8) 高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。 (9) 気象情報 ア （略） イ 「記録的短時間大雨情報」（気象庁発表）…愛知県内で、大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川が増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。愛知県の雨量による発表基準は、1時間雨量100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。 ウ 「土砂災害警戒情報」（愛知県・名古屋地方気象台共同発表）…大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生して	位予測を基に発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。 (6) 洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。 (7) 大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。 (8) 高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。 (9) 気象情報 ア （略） イ 「記録的短時間大雨情報」（気象庁発表）…愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川が増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。愛知県の雨量による発表基準は、1時間雨量100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。 ウ 「土砂災害警戒情報」（愛知県・名古屋地方気象台共同発表）…大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生して	

碧南市水防計画（案）新旧対照表

頁	現行計画(令和6年2月修正)	改正後(令和7年2月修正)	改正理由								
21	もおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（＊）を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から<u>避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当する。 エ（略） オ（略） (10)キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類と概要 <table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害の危険度分布）</td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ・ 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>安全確保が必要</u>とされる警戒レベル5に相当。 ・ 「危険」（紫）：危険な場所から<u>避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」（赤）：<u>高齢者等</u>は危険な場所から<u>避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td></tr></table>	種 類	概 要	土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ・ 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>安全確保が必要</u> とされる警戒レベル5に相当。 ・ 「危険」（紫）：危険な場所から <u>避難が必要</u> とされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」（赤）： <u>高齢者等</u> は危険な場所から <u>避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	もおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（＊）を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当する。 エ（略） オ（略） (10)キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類と概要 <table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害の危険度分布）</td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ・ 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当。 ・ 「危険」（紫）：危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」（赤）：<u>高齢者等</u>が危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td></tr></table>	種 類	概 要	土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ・ 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>身の安全を確保する必要がある</u> とされる警戒レベル5に相当。 ・ 「危険」（紫）：危険な場所から <u>避難する必要がある</u> とされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」（赤）： <u>高齢者等</u> が危険な場所から <u>避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
種 類	概 要										
土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ・ 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>安全確保が必要</u> とされる警戒レベル5に相当。 ・ 「危険」（紫）：危険な場所から <u>避難が必要</u> とされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」（赤）： <u>高齢者等</u> は危険な場所から <u>避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。										
種 類	概 要										
土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ・ 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに <u>身の安全を確保する必要がある</u> とされる警戒レベル5に相当。 ・ 「危険」（紫）：危険な場所から <u>避難する必要がある</u> とされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」（赤）： <u>高齢者等</u> が危険な場所から <u>避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。										
22											

碧南市水防計画（案）新旧対照表

頁	現行計画(令和6年2月修正)	改正後(令和7年2月修正)	改正理由								
	<table><tr><td>浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)</td><td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。1 1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時1 0分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</td></tr><tr><td>洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時1 0分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・ 「危険」(紫): 危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」(黄): 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td></tr></table>	浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。1 1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時1 0分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。	洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時1 0分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・ 「危険」(紫): 危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」(黄): 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	<table><tr><td>浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)</td><td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。1 1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時1 0分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</td></tr><tr><td>洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時1 0分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・ 「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」(黄): 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td></tr></table>	浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。1 1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時1 0分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。	洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時1 0分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・ 「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」(黄): 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。1 1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時1 0分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。										
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時1 0分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・ 「危険」(紫): 危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」(黄): 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。										
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。1 1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時1 0分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。										
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時1 0分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・ 「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」(黄): 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。										
25	(略) 2 津波警報等の種類・内容等(気象庁発表) (略) (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報 ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 (略)	(略) 2 津波警報等の種類・内容等(気象庁発表) (略) (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報 ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 (略)									

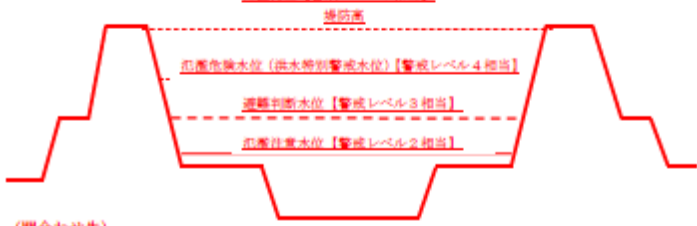
碧南市水防計画（案）新旧対照表

頁	現行計画(令和6年2月修正)	改正後(令和7年2月修正)	改正理由																																																		
26	津波警報等の種類と発表される津波の高さ等 <table><tr><th rowspan="2">津波警報等の種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th>想定される被害と取るべき行動</th></tr><tr><th>数値での発表 <u>(津波の高さの予想の区分)</u></th><th>巨大地震の場合の発表</th><th></th></tr><tr><td rowspan="3">大津波警報 (特別警報)</td><td rowspan="3">予想される津波の<u>(追加)</u>高さが高いところで3mを超える場合</td><td>10m超 (10m<<u>予想高さ</u>)</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="3"><u>(追加)</u> 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr><tr><td>10m (5m<<u>予想高さ</u>≤10m)</td></tr><tr><td>5m (3m<<u>予想高さ</u>≤5m)</td></tr><tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の<u>(追加)</u>高さが高いところで1mを超え、3m以下である場合</td><td>3m (1m<<u>予想高さ</u>≤3m)</td><td>高い</td><td></td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の<u>(追加)</u>高さが高いところで0.2m以上1m以下である場合であって、津波による災害の恐れがある場合</td><td>1m (0.2m≤<u>予想高さ</u>≤1m)</td><td>= (表記しない)</td><td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかなだか流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。</td></tr></table> (略)	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表 <u>(津波の高さの予想の区分)</u>	巨大地震の場合の発表		大津波警報 (特別警報)	予想される津波の <u>(追加)</u> 高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m< <u>予想高さ</u>)	巨大	<u>(追加)</u> 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10m (5m< <u>予想高さ</u> ≤10m)	5m (3m< <u>予想高さ</u> ≤5m)	津波警報	予想される津波の <u>(追加)</u> 高さが高いところで1mを超え、3m以下である場合	3m (1m< <u>予想高さ</u> ≤3m)	高い		津波注意報	予想される津波の <u>(追加)</u> 高さが高いところで0.2m以上1m以下である場合であって、津波による災害の恐れがある場合	1m (0.2m≤ <u>予想高さ</u> ≤1m)	= (表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかなだか流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。	津波警報等の種類と発表される津波の高さ等 <table><tr><th rowspan="2">津波警報等の種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th>想定される被害と取るべき行動</th></tr><tr><th>数値での発表 <u>(予想される津波の高さ区分)</u></th><th>巨大地震の場合の発表</th><th></th></tr><tr><td rowspan="3">大津波警報 (特別警報)</td><td rowspan="3">予想される津波の<u>最大波</u>の高さが高いところで3mを超える場合</td><td>10m超 (10m<<u>予想される津波の最大波の高さ</u>)</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="3"><u>巨大な津波が襲い</u>、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr><tr><td>10m (5m<<u>予想される津波の最大波の高さ</u>≤10m)</td></tr><tr><td>5m (3m<<u>予想される津波の最大波の高さ</u>≤5m)</td></tr><tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の<u>最大波</u>の高さが高いところで1mを超え、3m以下である場合</td><td>3m (1m<<u>予想される津波の最大波の高さ</u>≤3m)</td><td>高い</td><td></td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の<u>最大波</u>の高さが高いところで0.2m以上1m以下である場合であって、津波による災害の恐れがある場合</td><td>1m (0.2m≤<u>予想される津波の最大波の高さ</u>≤1m)</td><td>= (表記しない)</td><td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかなだか流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。</td></tr></table>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表 <u>(予想される津波の高さ区分)</u>	巨大地震の場合の発表		大津波警報 (特別警報)	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u>)	巨大	<u>巨大な津波が襲い</u> 、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10m (5m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤10m)	5m (3m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤5m)	津波警報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで1mを超え、3m以下である場合	3m (1m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤3m)	高い		津波注意報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで0.2m以上1m以下である場合であって、津波による災害の恐れがある場合	1m (0.2m≤ <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤1m)	= (表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかなだか流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。	
津波警報等の種類	発表基準			発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動																																															
		数値での発表 <u>(津波の高さの予想の区分)</u>	巨大地震の場合の発表																																																		
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の <u>(追加)</u> 高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m< <u>予想高さ</u>)	巨大	<u>(追加)</u> 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																	
		10m (5m< <u>予想高さ</u> ≤10m)																																																			
		5m (3m< <u>予想高さ</u> ≤5m)																																																			
津波警報	予想される津波の <u>(追加)</u> 高さが高いところで1mを超え、3m以下である場合	3m (1m< <u>予想高さ</u> ≤3m)	高い																																																		
津波注意報	予想される津波の <u>(追加)</u> 高さが高いところで0.2m以上1m以下である場合であって、津波による災害の恐れがある場合	1m (0.2m≤ <u>予想高さ</u> ≤1m)	= (表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかなだか流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。																																																	
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動																																																	
		数値での発表 <u>(予想される津波の高さ区分)</u>	巨大地震の場合の発表																																																		
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u>)	巨大	<u>巨大な津波が襲い</u> 、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																	
		10m (5m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤10m)																																																			
		5m (3m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤5m)																																																			
津波警報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで1mを超え、3m以下である場合	3m (1m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤3m)	高い																																																		
津波注意報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで0.2m以上1m以下である場合であって、津波による災害の恐れがある場合	1m (0.2m≤ <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤1m)	= (表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかなだか流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。																																																	

碧南市水防計画（案）新旧対照表

頁	現行計画(令和6年2月修正)	改正後(令和7年2月修正)	改正理由
	イ 津波警報等の留意事項等 - 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 - 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。 - 津波による災害の恐れがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 - どのような津波であれ、危険な地域から一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。 また、緊急安全確保は基本的には発令しない。 - 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。 (略)	(略) イ 津波警報等の留意事項等 - 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 - 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。 - 津波による災害の恐れがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 - どのような津波であれ、危険な地域から一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。 また、緊急安全確保は基本的には発令しない。 - 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。 (略)	2. 碧南市各 部局にお ける活動 の反映等 (表記の 修正)
38	第九章 水位情報の周知	第九章 水位情報の周知	
41	第五節 水位情報等発表文例 (略)	第五節 水位情報等発表文例 (略)	

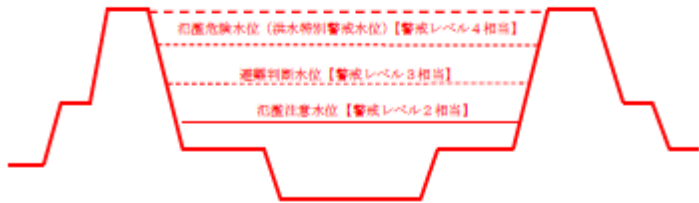
碧南市水防計画（案）新旧対照表

頁	現行計画(令和6年2月修正)	改正後(令和7年2月修正)	改正理由
	<u>(追加)</u>	<u>〇級〇〇川水系〇〇川 避難判断水位到達情報</u> <u>令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分</u> <u>愛知県〇〇建設事務所</u> <u>【本文】</u> <u>【警戒レベル3相当情報【洪水】】〇〇川は、〇〇時〇〇分に、〇〇観測所で、避難判断水位〇.〇mに達しました。</u> <u>各地とも厳重な警戒をしてください。</u> <u>(注)本書は、「洪水予報の発表及び水位周知河川における水位到達情報の発表について(令和3年3月18日付け水管理・国土保全局河川環境緑河川保全企画室企画専門官秘書連絡)」に基づき、避難判断水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県〇〇建設事務所長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するものです。</u> <u>(参考)</u> <u>〇〇川 〇〇観測所 (〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近)</u> <u>堤 防 高 〇.〇m</u> <u>氾 濫 危 険 水 位</u> <u>(洪水特別警戒水位) 〇.〇m *洪水により氾濫の起るおそれがある水位</u> <u>(避難指示の目安となる水位)</u> <u>避 難 判 断 水 位 〇.〇m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位</u> <u>(河川の水位イメージ)</u>  <u>(問い合わせ先)</u> <u>愛知県〇〇建設事務所 維持管理課 電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇</u>	1. 県水防計画の修正を反映 (規定整備)

碧南市水防計画（案）新旧対照表

頁	現行計画(令和6年2月修正)	改正後(令和7年2月修正)	改正理由
42		<u>〇級〇〇川水系〇〇川 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報</u> <u>令和〇年〇〇月〇〇日〇時〇〇分</u> <u>愛知県〇〇建設事務所</u> 【本文】 【警戒レベル4相当情報「洪水」】〇〇川は、〇〇時〇〇分に、〇〇観測所で、<u>氾濫危険水位〇.〇mに達しました。</u> <u>各地とも厳重な警戒をしてください。</u> (注)本書は、水防法第13条第2項の規定に基づき、<u>氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した旨を、愛知県知事（愛知県〇〇建設事務所長）から水防管理団体（市町村等）及び関係機関に対して通知するとともに、同法第13条の4の規定に基づき、周知を関係市町村長に対して通知するものです。</u> (参考) <u>〇〇川 〇〇観測所（〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近）</u> <u>堤 防 高 〇.〇m</u> <u>氾 濫 危 険 水 位</u> <u>（洪水特別警戒水位） 〇.〇m *法水により氾濫の起るおそれがある水位</u> <u>（避難指示の目安となる水位）</u> <u>避 難 判 断 水 位 〇.〇m *法水による災害の発生を特に警戒すべき水位</u> (河川の水位イメージ)  (問い合わせ先) <u>愛知県〇〇建設事務所 総務管理課 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇</u>	

碧南市水防計画（案）新旧対照表

頁	現行計画(令和6年2月修正)	改正後(令和7年2月修正)	改正理由
43		〇級〇〇川水系〇〇川 氾濫発生情報 令和〇年〇〇月〇〇日〇時〇〇分 愛知県〇〇建設事務所 【本文】 【警戒レベル5相当情報「洪水」】〇〇川では、〇〇付近（〇市〇町）で、氾濫が発生しました。 各地とも厳重な警戒をしてください。 （注）本書は、水防法第3条の8に基づき、決壊・越水の内容を、愛知県知事（愛知県〇〇建設事務所長）から水防管理団体（市町村等）及び関係機関に対して通知するものです。 （参考） 〇〇川 〇〇観測所（〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近） 情報提供元 （愛知県・〇〇市町村） 堤 防 高 〇. 〇m 氾 濫 危 険 水 位 （洪水特別警戒水位） 〇. 〇m *洪水により氾濫の起るおそれがある水位 （避難指示の目安となる水位） 避 難 判 断 水 位 〇. 〇m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位 （河川の水位イメージ）  （閉合わせ先） 愛知県〇〇建設事務所 総務管理課 電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇	

碧南市水防計画（案）新旧対照表

頁	現行計画(令和6年2月修正)	改正後(令和7年2月修正)	改正理由
44		<u>〇級〇〇川水系〇〇川 避難判断水位（相当）到達情報</u> <u>令和〇年〇〇月〇〇日〇時〇〇分</u> <u>愛知県〇〇建設事務所</u> 【本文】 【警戒レベル3相当情報【洪水】】〇〇川は、〇〇時〇〇分に、〇〇危機管理型水位計で〇. 〇mに達しました。この水位は、〇〇観測所（欠測中）における避難判断水位〇. 〇mに相当します。 各地とも厳重な警戒をしてください。 （注）本書は、避難判断水位に相当する水位に到達した旨を、愛知県知事（愛知県〇〇建設事務所長）から水防管理団体（市町村等）及び関係機関に対して通知するものです（「洪水予報の発表及び水位量知照川における水位到達情報の発表について（令和3年3月18日付け水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官（事務連絡）参照」）。 （参考） 〇〇川 〇〇観測所（〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近） 【〇〇川 〇〇危機管理型水位計（〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近） 欠測時の代替】 堤 防 高 〇. 〇m <u>氾 濫 危 険 水 位</u> （洪水特別警戒水位） 〇. 〇m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位 【〇. 〇m】（避難指示の目安となる水位） <u>避 難 判 断 水 位</u> 〇. 〇m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位 【〇. 〇m】 （河川の水位イメージ） 氾濫発生【警戒レベル5相当】 堤防高 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）【警戒レベル4相当】 避難判断水位【警戒レベル3相当】 氾濫注意水位【警戒レベル2相当】 （問い合わせ先） 愛知県〇〇建設事務所 維持管理課 電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇	

碧南市水防計画（案）新旧対照表

頁	現行計画(令和6年2月修正)	改正後(令和7年2月修正)	改正理由
45		<u>〇級〇〇川水系〇〇川 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（相当）到達情報</u> <u>令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分</u> <u>愛知県〇〇建設事務所</u> <u>【本文】</u> <u>【警戒レベル4相当情報【洪水】】〇〇川は、〇〇時〇〇分に、〇〇危機管理型水位計で〇.〇mに達しました。この水位は、〇〇観測所（欠測中）における氾濫危険水位〇.〇mに相当します。</u> <u>各地とも厳重な警戒をしてください。</u> <u>（注）本書は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に相当する水位に到達した旨を、愛知県知事（愛知県〇〇建設事務所長）から水防管理団体（市町村等）及び関係機関に対して通知するとともに、雨量を関係市町村長に対して通知するものです（水防法第13条第2項及び第13条の4参照）。</u> <u>（参考）</u> <u>〇〇川 〇〇観測所（〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近）</u> <u>【〇〇川 〇〇危機管理型水位計（〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近） 欠測時の読替】</u> <u>堤 防 高 〇.〇m</u> <u>氾 濫 危 険 水 位</u> <u>（洪水特別警戒水位） 〇.〇m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位</u> <u>【〇.〇m】（避難指示の目安となる水位）</u> <u>避 難 判 断 水 位 〇.〇m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位</u> <u>【〇.〇m】</u> <u>（河川の水位イメージ）</u>  <u>（問い合わせ先）</u> <u>愛知県〇〇建設事務所 総務管理課 電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇</u>	
50	第十章 水防活動	第十章 水防活動	
50	第一節 雨量・水位・潮位の監視と通報 1 （略） 2 愛知県水防テレメータシステム （1）（略） （2）構成 （略）	第一節 雨量・水位・潮位の監視と通報 1 （略） 2 愛知県水防テレメータシステム （1）（略） （2）構成 （略）	1. 県水防計画の修正を反映 （規定整備）

碧南市水防計画（案）新旧対照表

頁	現行計画(令和6年2月修正)	改正後(令和7年2月修正)	改正理由
55	(愛知県水防テレメータシステムの他に、危機管理型水位計を180局設置している。)	(愛知県水防テレメータシステムの他に、危機管理型水位計を181局設置している。)	
56	第三節 水防団（消防団）の出動 1～4 （略） 5 安全配慮 （略） 水防作業や避難誘導の際も、水防団（消防団）員自身の安全は確保（追記）ため、次の事項を実施する。 - 水防活動時はライフジャケットを着用する。 - 水防活動時の安否確認や情報収集・伝達を可能にするため、トランシーバー等通信機器を携行する。 - 水防活動時は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。 - 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。 - 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。 - 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。 - 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。	第三節 水防団（消防団）の出動 1～4 （略） 5 安全配慮 （略） 水防作業や避難誘導の際も、水防団（消防団）員自身の安全を確保するため、次の事項を実施する。 - 水防活動時はライフジャケットを着用する。 - 水防活動時の安否確認や情報収集・伝達を可能にするため、トランシーバー等通信機器を携行する。 - 水防活動時は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。 - 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。 - 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。 - 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。 - 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。 - 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。 - 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。 - 気象庁から発表される津波警報等が現地で活動中の水防団員に必ず届くことを確認しておくこと。	2. 碧南市各 部局にお ける活動の反 映等 （表記の修正）
57	- 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。 - 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。 - 気象庁から発表される津波警報等が現地で活動中の水防団員に必ず届くことを確認しておくこと。	- 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。 - 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。 - 気象庁から発表される津波警報等が現地で活動中の水防団員に必ず届くことを確認しておくこと。	
69	第七節 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 1 洪水対応 (1)～(2) （略）	第七節 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 1 洪水対応 (1)～(2) （略）	
70	(3) 洪水ハザードマップ 本市では、浸水想定区域の指定に基づき、住民の円滑かつ迅速な避難の	(3) 洪水ハザードマップ 本市では、浸水想定区域の指定に基づき、住民の円滑かつ迅速な避難の	2. 碧南市各 部局におけ

碧南市水防計画（案）新旧対照表

頁	現行計画(令和6年2月修正)	改正後(令和7年2月修正)	改正理由
71	確保を図るため、避難が必要な地区、洪水予報の伝達方法、避難場所等を記載した洪水ハザードマップを作成・配布している。 また、ハザードマップに記載した事項を、市のホームページへの掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしている。 これらのハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。 (略) 2 津波対応 (1) 津波災害警戒区域の指定 (略) ※ 碧南市においても一部の地域で津波災害警戒区域指定がされた。公示図書については、碧南市防災課窓口で閲覧することができる。	確保を図るため、避難が必要な地区、洪水予報の伝達方法、避難場所等を記載した洪水ハザードマップを作成・配布している。 また、ハザードマップに記載した事項を(削除)市のホームページへ(削除)掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしている。 これらのハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。 (略) 2 津波対応 (1) 津波災害警戒区域の指定 (略) ※ 碧南市においても一部の地域で津波災害警戒区域指定がされた。公示図書については、碧南市防災課窓口で閲覧することができる。	る活動の反映等 (表記の修正)
78	第十一章 他の水防機関等との協力応援	第十一章 他の水防機関等の協力応援	1. 県水防計画の修正を反映 (規定整備)